



# 新型コロナウイルス感染拡大に関する緊急提言

公益社団法人 日本青年会議所

2020年3月27日

# 提言内容

新型コロナウイルス感染拡大の影響により、飲食業、宿泊業やインバウンド関連産業をはじめとあらゆる産業に大きな経済的損失が生じており、且つ子育て世代の学校休校等に伴う社会生活への支障や親の休業等に伴う家計収入の減少などが生じております。日本青年会議所は、2020年3月9日から3月17日まで、青年会議所会員のうちJCCS（JCアンケートシステム）に登録している中小企業会員2万1579名にアンケートを実施しました。そのうち、675名から回答を得ています。以下、これらのアンケート結果（別紙アンケート）や地域の青年経済人の声に基づき、公益社団法人日本青年会議所として、中小企業支援による地域経済の悪化防止と国民生活の支援のため、以下の通り、緊急提言を致します。

## <提言骨子>

### 第1 経済対策について

- 1 企業に対する租税及び社会保険料等（NHK受信料を含む）の柔軟な減免、納付期限の延長及び徴収猶予の実施
- 2 日本政策金融公庫の無利子・無担保の新型コロナウイルス感染症特別貸付について地方銀行等の民間金融機関の代理店受付を可能とし、また無利子期間の延長
- 3 貸出貸付条件変更等の支援下にある事業者及びスタートアップ企業に対する資金繰り支援の実施
- 4 雇用調整助成金の申請手続きの簡素化を図り、全国全業種を対象に助成率の拡大
- 5 中小企業のテレワーク推進の加速度を増すためのパソコン、タブレット、スマートフォンなどハードウェアへの助成金等の拡大
- 6 飲食店や宿泊業その他の店舗における新型コロナウイルス感染拡大防止設備（換気その他）に関する助成金制度の創設
- 7 リカレント教育の更なる充実のための教育支援に関する助成の充実

### 第2 個人支援について

- 1 国民や子育て世代や障がい者の生活を守るため、国民一人当たり10万円の期限付き購買券の給付のほか、子育て世帯への児童手当の仕組みを活用した子供一人当たり5万円の現金給付、障がい者に対する一人当たり5万円の現金給付の実施
- 2 生活困窮者に対する租税、社会保険料の柔軟な減免または納税猶予の実施
- 3 政府系金融機関による無利子・無担保の個人貸付の実施

### 第3 収束後の対策について

- 1 法人の接待交際費の期限付き上限撤廃
- 2 観光産業救済のための「ふっこう割」等の全国規模での実施、高速道路料金の無料化、その他交通機関に対する助成の実施
- 3 農林水産業の支援や再生可能エネルギー等の普及推進に努める企業の支援による食料とエネルギーの自給率の拡大
- 4 高速道路、新幹線、空港などをはじめとするインフラ設備による国土強靱化の強力な推進、地方創生及び東京一極集中の是正
- 5 サプライチェーンの場面における特定の国に偏らない経済安全保障の実現

### 第4 その他の施策について

- 1 公益法人認定法第15条の公益目的事業費率（50%）の期限付猶予その他の特例措置の実施

## <提言理由>

### 第1 経済対策について

#### 1 企業の租税等の減免等について

新型コロナウイルス感染拡大により、飲食業、宿泊業等を中心に様々な業種の売り上げ減少が急速に進んでいます。JCCSの結果でも、新型コロナウイルス感染拡大による自粛要請や学校休校の影響として売り上げが減少した企業が46.51%（別紙Q3）、減少率が2割以上の企業が35.15%（別紙Q4）に上るという衝撃的な結果が出ており、キャッシュの枯渇が生じています。その要因として、新型コロナウイルス感染拡大に伴う心理的不安が27.73%、中止やキャンセルが合計28.99%で合計56.72%に及びます（別紙Q5）。

そこで、中小企業支援に即効性のある方策として、現状の租税及び社会保険料等（NHK受信料を含む）の柔軟な減免、納付期限の延長及び徴収猶予を行い、中小企業に手元資金を残すべきです。JCCSの結果においても、政府に対して求める支援策として消費税等の減税措置を挙げる中小企業が7.18%、その他経済対策を求める企業が11%で合わせて18.18%います（別紙Q6）。

他方で、地方創生の観点から地方の財政枯渇を防ぐために、地方税収の減収分については、国による適切な補填を講じることもご検討ください。

#### 2 日本政策金融公庫の融資拡大について

日本政策金融公庫の金融支援策である「新型コロナウイルス感染症特別貸付」は、無利子・無担保の貸付であり、その効果は大きなものがあります。しかし、その広がりには未だ限定的です。そこで、本貸付の手続きの簡素化を図るとともに、地方銀行等の金融機関でも代理店として担うことができるスキームを構築し、支援実施を加速度的に拡充することを提言致します。地方の中小企業等に資金を還流して民間資金の循環の呼び水とします。

また、本貸付制度は、無利子期間が3年間に限定されています。世界の感染拡大状況を鑑みるにこの影響は長期間に及ぶことから、無利子期間の拡大を提言致します。

#### 3 リスケ中の事業者及びスタートアップ企業への貸付について

平成30年4月から31年3月期における貸付条件変更等の申込件数は約74万件にのぼります（金融庁調べ）。現状、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、多くの中小企業が資金繰りの危機に瀕し、JCCSの結果でも11.82%の企業の資金繰り悪化が生じており、今後この傾向が拡大することは必至です（別紙Q3）。更に厳しいのは、3月が飲食業や観光関連企業にとって花見や歓送迎会、春休みの旅行など売り上げ上昇のチャンスで企業によっては一年間の赤字回避を見込んでいた時期であることです。新型コロナウイルスの影響により前年度比20%以上の売上下落となった企業が35.15%存在し（別紙Q4）、企業は深刻な打撃を受けております。

事業者支援のため、矢継ぎ早に資金繰り支援策が打ち出され、多くの企業が救済されています。しかしながら、知る限りにおいて貸付条件変更等の支援下における企業は緊急貸付等の申し込みをしても審査に通りません。このままですと相当数の企業が倒産に追い込まれ、連鎖倒産などによる地域経済への打撃、失業者の増大による地域の衰退や自殺者の増加、家計の逼迫などに発展する可能性があります。貸付条件変更等を受けている企業であっても、一時的な苦難により赤字に陥った企業や今後成長見込みのある企業も多々あります。社会保険料の納付、地域における雇用機会の創出で地域貢献をしており、また大企業とは異なる多様な価値で地域に彩を生み出しています。

ぜひ、公的な金融機関におけるこれらの企業支援の構築、及び民間の金融機関にもこれらの企業への支援を実施するようお願い致します。

また、貸し付けを受けることができていないのはスタートアップ企業においても同様であり、同様の支援を実施するようお願い致します。

#### 4 雇用調整助成金制度の拡充について

今後更なる失業者の増加が見込まれる中、雇用調整助成金が大きな役割を果たします。雇用調整助成金については、申請手続きを更に簡素なものとし、また全業種に拡大するなど適用要件を大幅に拡大することで、雇用救済を強化すべきです。

#### 5 テレワーク助成のハードウェアへの拡大について

JCCSにおいて中小企業が政府に求める支援策のトップ（17%）は補助金・助成金等の支援策です（別紙Q6）。他方で、学校休校措置について社内の対応策として従業員の休みを取りやすくした中小企業が28.59%（別紙Q7）、自粛や休校によりテレワークや時短、休暇の影響があった企業が13.38%いる（別紙Q3）等テレワークの必要性は急速に増しています。その点では、政府が創設した「新型コロナウイルス感染症対策のためのテレワークコース」（令和2年3月9日～）は適切な制度です。

この点、これらの政策は、助成対象がテレワーク用通信機器の導入・運用、就業規則・労使協定等の作成・変更などを中心とし、パソコン、タブレット、スマートフォンなどのハードウェアの購入費用などは対象になりません。唯一、30万円未満のハードウェア購入が全額損金算入できるという税制優遇があるだけです。

しかし、テレワーク導入時に最も大きな費用はハードウェアの購入費用です。新型コロナウイルス感染拡大により企業の売り上げが減少し、キャッシュが枯渇している状況下において最も効果的な支援は購入費自体の補助であり、テレワーク導入に対する即効性が期待できます。尚、コロナウイルス対策である東京都の事業継続緊急対策（テレワーク）助成金（本年3月5日創設）は、東京都の中小企業事業者を対象にパソコン、タブレットの購入費用やリース費用自体を250万円を上限として助成しています。

そこで、テレワークの即時促進策として、パソコン、タブレット、スマートフォンなどのハードウェアの購入費用への助成金の拡大をお願い致します。

\* 東京都事業継続緊急対策（テレワーク）助成金

<https://www.metro.tokyo.lg.jp/tosei/hodohappyo/press/2020/03/05/27.html>

## 6 店舗等のコロナ対策設備費の助成について

前述の通り、中小企業が政府に求める支援策の最上位に助成金、補助金等を上げていきます（17.7%・別紙Q6）。そこで、新型コロナウイルス感染拡大において最も打撃を受けている飲食店や宿泊業その他の店舗における新型コロナウイルス感染拡大防止設備（換気その他）に関する助成金制度の創設を提言致します。

## 7 リカレント教育の充実について

新型コロナウイルス感染拡大により、今後失業者の更なる増加や障がい者等の社会的弱者の雇用機会の喪失が予想されます。失業者の増加は、家計の逼迫、破産、治安の悪化や格差の増大につながり、社会不安を増幅させます。そこで、リカレント教育の推進により、何度でもやり直しができる社会を実現することでこれらの問題を解決すべく、教育分野及び教育産業への助成の実施をお願い致します。

## 第2 個人支援について

### 1 国民への10万円購買券交付や子育て世代等への別途5万円給付について

新型コロナウイルス感染拡大に伴い、国民生活は疲弊し、休業、失業などによる所得の減少などが問題とされています。特に、子育て世代の休業等に伴う収入減少や自助が不可能な障がい者の生活支援は必須です。

そこで、国民生活の支援として、国民一人当たり10万円の期限付き購買券の給付を実施し、それとは別に弱者救済措置として子育て世帯への児童手当の仕組みを活用した子供一人当たり5万円の現金給付、障がい者に対する一人当たり5万円の現金給付を実施していただきたいと思えます。

### 2 生活困窮者の租税等の減免等について

新型コロナウイルス感染拡大により、収入が減少して生活に困窮した人が社会に溢れることで雇用環境の不安定化、破産の増加、治安の悪化など様々なリスクが生じます。何より、このような事態こそ国が国民生活を守るべきであり、生活困窮者には租税、社会保険料の柔軟な減免や納税猶予などの措置を検討していただくようお願い致します。

### 3 政府系金融機関による無利子・無担保の個人貸付の実施について

今後失業者等の増加が予想される中、所得が著しく減少した国民に対する救済措置として、政府系金融機関による無利子・無担保の貸付を実施していただくようお願い致します。これにより、消費者金融等の高利の貸付を原因とする自転車操業を回避することができます。

## 第3 収束後の対策について

### 1 法人交際費の期限付き上限撤廃について

感染拡大が収束した後は、景気刺激策として法人の接待交際費の上限を期限付きで撤廃するべきであると考えます。

## 2 「ふっこう割」等の全国的な実施や高速道路の無料化等について

新型コロナウイルス感染拡大により、観光産業等は深刻な打撃を被っています。そこで、感染拡大の収束後は、既に東日本大震災等で実績のある観光産業救済のための「ふっこう割」等の全国規模での実施を行っていただくようお願い致します。また、高速道路の料金を無料化しその他の交通機関についても助成を行うなど、人の移動の促進を図ることで景気回復を行っていただきたいと思えます。

## 3 食料とエネルギーの自給率増加について

今回のように世界的な感染拡大や危機状態に陥ると各国は国境を封鎖して物資の流通等が途絶えてしまいます。この場合、最後は自国で国民の生活や安全、安心を守らねばなりません。そこで、農林水産業の支援強化や再生可能エネルギーの普及促進に取り組む企業の支援を行うことで、食料やエネルギーの自給率を拡大しておく必要があります。

## 4 国土強靱化と東京一極集中の是正について

今後災害に強い国づくりを実現するために、高速道路、新幹線、空港などをはじめとするインフラ設備を整え、国土強靱化の強力な推進をする必要があります。また、今回明らかになったように、東京一極集中は経済及び社会的なリスクを拡大するだけです。そこで、このリスクを回避するため、地方創生及び東京一極集中の是正を強く推進する必要があります。

## 5 サプライチェーンの場面における経済安全保障の実現について

サプライチェーンの場面において特定の国家に偏ると、その国家に大きな問題が発生すると物資が入らない、国内企業の国外工場が機能しないなどの事態が発生します。現に、現在我が国は中国等に偏る傾向にあり、同国での感染拡大が物流その他に大きな支障を発生させています。そこで、特定の国に偏らないよう多様化を計画的に実施することで、経済安全保障の実現を推進することを提言致します。

## 第4 その他について

### 1 公益目的事業費率達成の猶予等について

全国の公益社団法人は、今回の新型コロナウイルス感染拡大により人が集まって開催する事業等が軒並み中止または延期せざるを得ない状況にあります。しかるに、公益法人認定法第15条では、公益社団法人は公益目的事業費率が50%以上ないと公益社団法人として継続することができません。現状、公益社団法人はこの規定が大変大きな障壁になっています。感染拡大が収束するまでの時限付きで公益目的事業費率50%達成の猶予をしていただく措置をお願い致します。

以上